# 第80回市議会定例会提出議案件名表(追加その2)

議案番号	件	名
議案第 142号 室根農林水産物産地直売・交流促進施設の指定管理者の指定について		施設の指定管理者の指定について

## 議案第142号

室根農林水産物産地直売・交流促進施設の指定管理者の 指定について

提案理由を申し上げます。

本案は、室根農林水産物産地直売・交流促進施設について、現在、 管理を行わせている室根産地直売協同組合を引き続き指定管理者と して指定しようとするものであります。

なお、農林部長から補足説明させます。

### 議案第 142 号

室根農林水産物産地直売・交流促進施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月18日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 室根農林水産物産地直売・交流促進施設
- 2 指定管理者となる団体 一関市室根町折壁字向山 131 番地 4 室根産地直売協同組合 理事長 小野寺 規 夫
- 3 指定の期間令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

- (1) 施設概要
  - ア施設名

室根農林水產物產地直売 · 交流促進施設

- イ 所在地
  - 一関市室根町折壁字向山 131 番地 4
- ウ 施設規模等

敷地面積 7,156 m²

延べ面積 740 ㎡

(2) 設置目的

農産物の販売拡大及び地域情報発信の拠点施設として、農林業の振興と地域連携を促進し、地域の活性化に資するため。

#### 2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根産地直売協同組合

(2) 代表者名

理事長 小野寺 規 夫

- (3) 事務所の所在地
  - 一関市室根町折壁字向山 131 番地 4
- (4) 設立年月日

平成 29 年 12 月 19 日

(5) 設立目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動の促進と、経済的地位の向上を図り、地域の発展と活性化に寄与する。

- (6) 事業概要
  - ア 組合員のための共同施設の管理運営
  - イ 組合員の取扱品の共同販売
  - ウ 組合員の必要とする包装資材の共同購買
  - エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
  - オ 組合員の福利厚生に関する事業
  - カ 前各号の事業に附帯する事業
- (7) 純資産(令和2年3月31日現在) 18,351,706円
- (8) 組合員数 (令和 2 年 3 月 31 日現在) 169 人
- (9) 役員

理事長1人、副理事長1人、専務理事1人、理事5人、監事2人

#### (10) 団体の財務状況

貸借対照表(令和2年3月31日現在)

英山内洲区(四十二) 0/1 0/1 月 20月				
資 産 の 部		負債の部		
科目	金 額	科目	金 額	
流動資産	48, 639, 957	未払金等		
固定資産	1, 010, 000	流動負債	25, 139, 251	
		固定負債	6, 159, 000	
		負債合計	31, 298, 251	
		純 資 産 の	部	
		出資金	10, 700, 000	
		利益剰余金	7, 651, 706	
		財産合計	18, 351, 706	
資産合計	49, 649, 957	負債及び純資産合計	49, 649, 957	

(単位:円)

#### 3 選定理由

室根農林水産物産地直売・交流促進施設の指定管理候補者として、次の理由により、室根産地直 売協同組合を選定した。

当該施設は、農産物の販売拡大及び地域情報発信の拠点施設として、農林業の振興と地域連携を 促進し、地域の活性化に資するため設置した施設である。

また、当該団体は、地場農産物等の共同販売事業などを行い組合員の経済活動の促進や地域の発展と活性化に寄与することを目的に、地域の農業者を主な構成員として当該施設の設置に合わせて設立された法人である。当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、当該施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有していることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「キーその他市長が必要と認める場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できること、 当該施設の運営について十分な経験を有していることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定 する指定期間の上限である5年間とする。